

国立大学法人横浜国立大学競争的研究費からの人件費支出により確保される財源の活用方針

学 長 裁 定

令和 4 年 1 月 13 日

国立大学法人横浜国立大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費を支出する制度に係る取扱要項（令和 4 年 1 月 13 日学長裁定）（以下「取扱要項」という。）第 7 条に基づく PI 財源の活用方針は、次のとおりとする。

- 1 本学は、競争的研究費の直接経費から研究代表者等の人件費を支出することで確保した財源を活用することにより、県内唯一の国立総合大学として、常に世界水準の研究を育みつつ、先鋭的な知を統合して地域の諸課題に柔軟かつ機動的に対応し、新たな「地方の時代」を牽引するとともに、国と地域のイノベーション創出の中心的役割を果たすための研究環境の整備を推進し、研究力強化を図ることを目標とする。
- 2 本学は、1 に掲げる目標を達成するため、PI 財源を、研究「人材」の戦略的強化、多様かつ継続的な挑戦を支援する研究「資金」の配分及び魅力ある研究「環境」の整備に充てることとし、次の施策を講じる。
 - （1）研究代表者等の研究力強化に係る施策として、取扱要項第 7 条第 1 項第 1 号に規定するインセンティブを付与する。
 - （2）本学全体の研究力強化に係る施策として、若手研究者の雇用安定化策や各部局の研究機能強化策に充てる。
- 3 本学における PI 財源の活用にあたっては、以下の事項に留意するものとする。
 - （1）競争的研究費における直接経費の使途は、当該研究費を獲得した教員が、自らの責任において研究を着実に遂行するために判断するものであることから、本制度の活用を強制するものではない。
 - （2）1 に掲げる目標の達成に向け、併せて人事給与マネジメントの改善等に取り組む。
 - （3）本活用方針は、全学的な実施状況や本学教員の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。